

「事業計画」及び「次期プラン」と京都市子ども・子育て会議の関係

※平成25年12月25日（水）第2回京都市子ども・子育て会議資料3-2を転用

次期プラン

＜計画期間：平成27年度～平成31年度＞

○現行の「京都市未来こどもプラン」（京都市の子育て支援施策の総合的な計画。計画期間：平成22年度～平成26年度）の次期プラン

○「事業計画」, 「ひとり親家庭自立促進計画」, 「母子保健計画」等を一体的に盛り込み策定

事業計画

○国の基本指針で定める教育・保育等の提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子育てニーズを把握したうえで策定

（必須記載事項）

①教育・保育提供区域の設定, ②年度ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込, ③年度ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容（確保方策）, ④幼児期の学校教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保の内容

（任意記載事項）

①産休・育休明けの教育・保育施設等の円滑な利用の確保, ②子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援, ③労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

その他の
重点課題

ひとり親家庭 自立促進計画

○ひとり親家庭に対する自立支援対策を総合的かつ効果的に展開するための基本目標と具体的な措置等を盛り込み策定

○子育て・生活支援, 就業支援, 経済的支援及び養育費の確保, 相談・支援機能及び情報提供の充実強化により施策を推進

母子保健計画

○妊娠, 出産, 育児その他健やかな子育てに関する現状分析と, 今後の望ましい方向性について検討を加え, 地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立を目的に策定

調査・審議が必要な事項

京都市子ども・子育て会議

＜京都市子ども・子育て会議の所掌事務＞

- 事業計画の策定・変更に関する意見聴取
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議
- 認可された教育・保育施設を給付対象施設として確認する際に設定する施設ごとの利用定員に関する意見聴取
- 認可された地域型保育事業を給付対象施設として確認する際に設定する施設ごとの利用定員に関する意見聴取

調査審議
(少子化対策の視点も踏まえ議論)

① 幼児教育・保育部会

② 放課後児童部会

③ 要保護児童対策・虐待防止部会

④ 子どもを共に育む社会環境部会

⑤ 教育環境づくり部会

⑥ ひとり親家庭部会

⑦ 母子保健・思春期保健部会

策定に関する意見聴取